

監査報告書

私たち監事は、2023年4月1日から2024年3月31日までの、第15期事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につきまして以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事、その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するために必要なものとして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第5項に規定する体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告書に記載されている基本方針及び各取組みについては、理事会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(一般社団および財団法人法施行規則第42条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記)並びに附属明細書及び財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書及びその附属明細書の監査結果

一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重要な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 財務諸表並びに附属明細書及び財産目録の監査結果

会計監査人曾根道雄公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 追記情報

重要な偶発事象並びに後発事象等の追記情報はありません。

2024年5月29日

監事 小栗 崇資



監事 中村 憲治



監事 加藤 剛

